

津市男女共同参画推進会議設置要綱

平成19年4月25日訓第25号

改正 平成20年6月13日訓第58号
平成27年3月31日訓第20号
平成30年3月30日訓第24号
令和2年3月30日訓第11号
令和4年3月31日訓第27号
令和5年3月27日訓第13号
令和6年3月29日訓第29号
令和6年7月23日訓第69号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を円滑かつ総合的に推進するため、津市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他男女共同参画施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長には津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第2号に規定する副市長を、副会長には市民部交流連携担当理事をもって充てる。

3 委員には、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(意見等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して意見又は説明を求めることができる。

(幹事会等)

第7条 第2条に規定する所掌事項のうち特定の事項について調査研究するため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職員で構成する。

3 幹事会の事務に係る資料の収集等を行うため、幹事会に調査班（以下「ワーキング・グループ」という。）を置く。

4 ワーキング・グループは、会長が指名する職員で構成する。

(推進員)

第8条 本市における男女共同参画施策の円滑かつ一層の推進を図るため、津市男女共同参画施策推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員には、課長等（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第1項第3号に規定する課長並びに消防本部、上下水道事業局、上下水道管理局、教育委員会事務局及び議会事務局の課長及び担当副参事、同条第3項に規定する室長並びに同条第2項及び同条第6項第1号に規定する担当副参事並びに津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第1項第3号に規定する課長及び同条第3項第1号に規定する担当副参事、教育委員会事務局教育事務所長並びに別表第3に掲げる職員をいう。）をもって充てる。

3 推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 課等における男女共同参画施策の推進及び進行管理に関すること。

(2) 所属職員の男女共同参画意識の高揚に関すること。

(3) その他男女共同参画施策の推進に関すること。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年6月13日訓第58号）

この訓は、平成20年6月16日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第20号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓第24号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓第11号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日訓第13号）

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第29号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月23日訓第69号）

この訓は、令和6年7月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策財務部長、危機管理部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、健康福祉部こども・子育て政策担当理事、健康福祉部健康医療担当理事、商工観光部長、商工観光部経営支援・企業誘致担当理事、農林水産部長、消防次長、三重短期大学事務局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、農業委員会事務局農地・農業振興担当理事

別表第2（第7条関係）

政策課長、広報課長、財政課長、危機管理課長、防災室長、総務課長、行政経営課長、人事課長、市民課長、市民交流課長、人権課長、男女共同参画室長、福祉政策課長、保育こども園課長、こどもの居場所づくり担当副参事、高齢福祉課長、地域包括ケア推進室長、障がい福祉課長、介護保険課長、保険医療助成課長、健康づくり課長、商業振興労政課長、経営支援課長、農林水産政策課長、消防総務課長、三重短期大学事務局大学総務課長、教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局学校教育課長、教育委員会事務局教育研究支援課長、教育委員会事務局人権教育課長、教育委員会事務局生涯学習課長、津図書館長、農業委員会事務局次長

別表第3（第8条関係）

アストプラザ館長、会計管理室長、消防署副署長、三重短期大学事務局大学総務課長、津図書館図書事務長、選挙管理委員会事務局次長、監査事務局次長、農業委員会事務局次長